

# 桂坂防犯推進委員会 会則

## 【名称・事務所】

第1条 本会は、「桂坂防犯推進委員会」（以下「本会」という。）と称し、事務所を桂坂自治連合会館に置く。

## 【組織】

第2条 本会は、桂坂学区自治連合会が認める各種団体に属し、本会が認める委員と各自治会から選出された防犯推進委員によって組織する。

## 【目的】

第3条 本会は、桂坂学区民の地域安全意識の向上、並びに地域安全のための啓発活動を推進することを目的とする。

## 【事業】

第4条 本会の目的を達成するための事業を行う。（以下に事例を列挙）

- (1) 防犯に関する情報収集、意見・要望のとりまとめ
- (2) 防犯教室、防犯講習会などの開催
- (3) 防犯パトロール、青色パトロール、危険箇所等の点検
- (4) 各種地域安全活動への参画及び参加の呼びかけ
- (5) 子供、女性、高齢者等に係る被害防止広報活動

## 【役員】

第5条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	2名
会計	1名
会計監査	1名
庶務	若干名

### 【西京防犯推進委員協議会との関係】

第6条 本会の全委員は、西京防犯推進委員協議会（以下、西京防推協という。）の委員となる。

- (1) 本会の委員は全員、西京警察署より西京防推協の委員を委嘱される。
- (2) 本会委員でなくなった場合は、特別な事情の無い限り、西京防推協委員も解嘱される。
- (3) 各委員は、西京防推協総会への出席等、協会の活動に協力する。
- (4) 本会委員より2名を選出し、西京防推協の理事とする。
- (5) 西京防推協の理事は、西京防推協理事会への出席や西京区全体の防犯活動に関与する。

### 【委員・役員の任期】

第7条 委員・役員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

委員・役員の任期は1年であるが、西京防推協委員の委嘱は2年に1回行われる。委嘱のない年の委員は、委嘱状の氏名を読み替えて運用することとする。

### 【役員を選出と任務】

第8条 役員を選出及び任務は次のとおりとする。

- (1) 役員は委員の互選により選出し、本会総会にて承認を受けるものとする。
- (2) 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長事故時はその職務を代行する。
- (4) 会計は、本会の会計を行い、会計監査は、本会会計を監査する。
- (5) 庶務は、総会、定例会等の会場設営や議事録作成等を行う。

## 【総 会】

第9条 定期総会は毎年年初に行い、予算・決算・役員の変更承認・年間行事計画を決定する。

- (1) 総会は、委員の半数以上の出席をもって成立とする。  
尚、やむを得ず欠席の場合は、委任状をもって出席とみなすものとする。
- (2) 会長が必要と認めた場合には、臨時総会を行うことができる。
- (3) 規約の改廃は総会に諮り、決議、決定するものとする。

## 【定例会議】

第10条 定例会議を、概ね年4回、開催することとする。

## 【会 計】

第11条 (1) 本会の経費は、桂坂自治連合会助成金及び西京防推協の活動補助金により運用する。

(2) 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 【当会則の効力】

第12条 本規約は、平成16年3月6日から施行する。

2. 全面的に改訂し、平成26年5月24日から実施する。

以下、余白